

(別記様式第 1 号)

(様式 3)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	喜界町

喜界町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 喜界町農業振興課
所 在 地 喜界町湾 1746 番地
電 話 番 号 0997-65-3689
F A X 番 号 0997-65-2797
メールアドレス sangyo-s3@town.kikai.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	シカ・カラス・イノシシ・ヒヨドリ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	喜界町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
シカ	野菜(ブロッコリー等)	0.02ha 33 千円
	工芸作物(サトウキビ)	0.1ha 126 千円
	小 計	0.12ha 160 千円
カラス		0ha 0 千円
イノシシ		0ha 0 千円
ヒヨドリ	野菜(ブロッコリー)	0.2ha 432 千円
	小 計	0.2ha 432 千円
合計		0.32ha 592 千円

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

シカ 生息範囲の広域化が見られ、生息頭数が増加している可能性も懸念される。サトウキビやブロッコリーの苗時期に捕食される傾向が見られる。 カラス 被害は、島内全域に及んでいるが、志戸桶、佐手久、荒木集落の被害が多く12月～2月にかけて、かぼちゃ、たんかんへの被害が多い。 イノシシ 個体の撮影記録はあるものの被害発生には至っていない状況。 ヒヨドリ 昨年に比べ飛来数が減少した影響か被害が減少した。
--

--

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
シカ	被害面積 0.12ha 被害金額 160 千円	被害面積 0.08ha 被害金額 112 千円
ヒヨドリ	被害面積 0.2ha 被害金額 432 千円	被害面積 0.1ha 被害金額 302 千円
合計	被害面積 0.32ha 被害金額 592 千円	被害面積 0.22ha 被害金額 414 千円

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	国庫事業を活用し、以下の鳥獣被害対策を行った。 ・令和元年度 カラス捕獲器を3基導入 ・令和2年度 緊急捕獲活動支援事業のみ。 ・令和3年度 オリワナシステムを10基導入。 ・令和4年度 鳥獣被害対策アドバイザーを招いて被害防止対策研修会を開催。 シカ 猟友会を中心にくくりわなによる捕獲活動を展開している。 カラス 大型の箱わなを設置し、捕獲従事者に管理をお願い	捕獲従事者の仕事の状況によっては、捕獲に割く時間が減少するため年間を通して平均的に捕獲できないため、捕獲計画頭数まで実績が伸び悩んでいる。

	いしている。	
防護柵の設置等に関する取組	—	—
生息環境管理その他の取組	シカの生息状況調査を実施し分布、密度、頭数等の現状を把握した。 鳥獣被害対策アドバイザーを招いて被害対策研修会を開催した。	効率よく捕獲するために生息状況調査を毎年実施すべきか検討が必要。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

集落住民に対し普及啓発を行い、住民が主体となった被害対策の推進を図る。また、猟友会と連携し、捕獲従事者の確保や育成に努め捕獲活動を促進する。 今後の対策 ①集落住民に対し、被害対策の普及啓発を図る。 ②集落住民が主体となった被害対策の推進を行う。 ③捕獲従事者の確保及び育成を図る。 ④効果的な侵入防止柵及び防鳥ネットの設置を推進する。 ⑤ICT 機器(オリワナシステム)を活用し捕獲従事者のわな見回り負担軽減を図る。
--

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

シカ	地元猟友会を中心に捕獲活動を行っている。（喜界町猟友会 16 人）
カラス	箱わなを設置し管理してもらっている。（カラス捕獲小屋管理者 10 人）
イノシシ	地元猟友会を中心に捕獲活動を行っている。
ヒヨドリ	農民による追い払い活動を行っている。

- （注） 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和５年度	シカ カラス イノシシ	春、夏の捕獲頭数の増をお願いする。 ICT 機器を活用し捕獲従事者の見回り負担軽減を図る。 広報紙等を利用し捕獲者の育成確保を促進する。
令和６年度	シカ カラス イノシシ	春、夏の捕獲頭数の増をお願いする。 ICT 機器を活用し捕獲従事者の見回り負担軽減を図る。 広報紙等を利用し捕獲者の育成確保を促進する。
令和７年度	シカ カラス イノシシ	春、夏の捕獲頭数の増をお願いする。 ICT 機器を活用し捕獲従事者の見回り負担軽減を図る。 広報紙等を利用し捕獲者の育成確保を促進する。

- （注） 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
生息状況調査結果を踏まえて、半数以上を捕獲することが個体減少に繋がること、捕獲実績を更新することを目標とする。

シカ

捕獲実績：令和元年度 40 頭，令和 2 年度 66 頭，令和 3 年度 70 頭となっており，捕獲従事者の確保及び育成を図りながら捕獲頭数を増加させることとする。捕獲計画数については，目撃情報が年々増加していることから，捕獲計画数を 70 頭とし，被害発生が多い小野津，志戸桶，佐手久，白水集落，百之台周辺地域を中心にわなによる捕獲を実施する。

カラス

捕獲実績：令和元年度 16 羽，令和 2 年度 513 羽，令和 3 年度 811 羽となっており，捕獲従事者の確保及び育成を図りながら，段階的に捕獲数を増加させることとする。また，島内全域を対象に捕獲箱を移動・設置し，猟銃による捕獲も実施する。捕獲計画数については，現在 5 基の捕獲箱を設置，管理しており，猟銃による捕獲を含めて 800 羽とする。

イノシシ

これまで，捕獲実績はないが，平成 28 年度に足跡が見つかって以来，不定期ではあるが，センサーカメラの設置による個体の撮影で確認できる。生息個体数は，1 頭のみと思われるが，今後の被害を防ぐためにも早期に捕獲する。捕獲計画数については，1 頭とし，わなによる捕獲を実施する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
シカ	70	70	70
カラス	800	800	800
イノシシ	1	1	1

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
シカ 年間を通して、島内全域において、くくりわなによる捕獲。 イノシシ 年間を通して、島内全域において、くくりわなによる捕獲。 カラス 年間を通して、志戸桶、佐手久、荒木集落を中心に捕獲箱による捕獲。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	該当なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度
—	—	—	—

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	年度	年度	年度
-	-	-	-

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
5	シカ カラス イノシシ ヒヨドリ	被害防止に関する研修会を鳥獣被害対策アドバイザーを招いて実施する。 捕獲従事者及び農家による見回り。
6	シカ カラス イノシシ ヒヨドリ	被害防止に関する研修会を鳥獣被害対策アドバイザーを招いて実施する 捕獲従事者及び農家による見回り。
7	シカ カラス イノシシ ヒヨドリ	被害防止に関する研修会を鳥獣被害対策アドバイザーを招いて実施する 捕獲従事者及び農家による見回り。

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

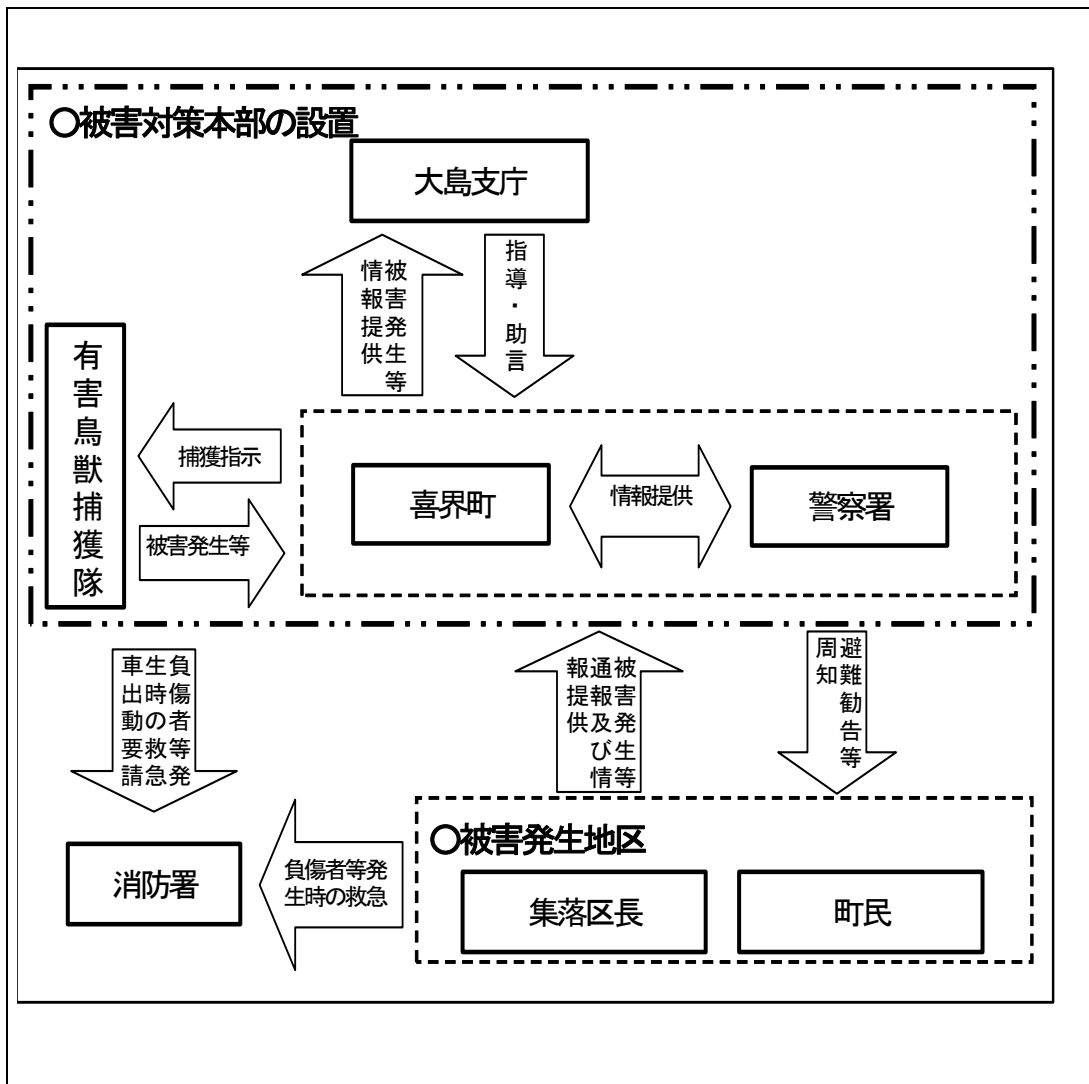
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
喜界町農業振興課	・ 捕獲等被害対策の指示(許可)及び実施 ・ 関係機関の連絡調整 ・ 町民に対する周知 ・ 被害発生や出没情報等の情報提供
大島支庁	・ 関係法令及び被害防止対策の指導及び助言

喜界町猟友会	・ 有害鳥獣の捕獲 ・ 被害発生や出没情報等の情報提供
喜界消防分署	・ 負傷者発生時の緊急出動，救助，搬送
JA あまみ喜界事業本部	・ 被害発生や出没情報等の情報提供
集落区長	・ 被害発生や出没情報等の情報提供

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

シカ・イノシシ→自家消費及び焼却処分(民間の焼却施設及び町のクリーンセンター)または埋設処分
カラス・ヒヨドリ→焼却処分(民間の焼却施設及び町のクリーンセンター)または埋設処分

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

整備予定なし。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	喜界町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
あまみ農業協同組合喜界支所	喜界町鳥獣被害防止計画の推進に関する事項 有害鳥獣対策に関する関係機関・団体との連絡調整に関する事項 農業者等への被害防止対策技術等の普及啓発に関する事項
喜界町農業委員会	喜界町鳥獣被害防止計画の推進に関する事項 有害鳥獣対策に関する関係機関・団体との連絡調整に関する事項 農業者等への被害防止対策技術等の普

	及啓発に関する事項
喜界町農業振興課	喜界町鳥獣被害防止計画の推進に関する事項 有害鳥獣対策に関する関係機関・団体との連絡調整に関する事項 農業者等への被害防止対策技術等の普及啓発に関する事項有害鳥獣対策に関する
喜界町猟友会	喜界町鳥獣被害防止計画の推進に関する事項 有害鳥獣対策に関する関係機関・団体との連絡調整に関する事項 農業者等への被害防止対策技術等の普及啓発に関する事項 有害鳥獣の捕獲を行う。
大島支庁	喜界町鳥獣被害防止計画の推進に関する事項 有害鳥獣対策に関する関係機関・団体との連絡調整に関する事項 農業者等への被害防止対策技術等の普及啓発に関する事項

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
県農政部，環境林務部	有害鳥獣関連の情報の提供と被害防止技術の情報提供及び技術指導を行う。

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置年月日：平成 30 年 4 月 1 日 構成：町職員 4 人(うち狩猟免許保有者 1 人) 活動内容：鳥獣の生息状況及び被害発生時期の調査、鳥獣の捕獲駆除、鳥獣被害防止技術の向上及び普及指導、その他実施隊として必要な事項
--

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

対象鳥獣の生息数が大幅に増加する場合には実施体制を強化し実施隊による捕獲も視野に入れる。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

有害鳥獣の住処となりうる荒廃農地の解消など、集落全体での取組みを推進するため、喜界町有害鳥獣対策協議会と連携を図る。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

○被害防止計画作成経過

計画作成年度	公表年月日
平成 29 年度(1 期)	平成 29 年 4 月 1 日
令和元年度(2 期)	令和 2 年 4 月 1 日
令和 4 年度(3 期)	令和 5 年 4 月 1 日